

FCアスリートクラブ会員入会同意書

- 月会費（該当者のみ） ①月会費は本クラブより業務委託された㈱ジャックスが口座振替いたします。
②口座振替は毎月27日に当月分のお引き落としです。
（例：4月分月会費の口座振替→4月27日）
③ご利用の無い月がある場合でも通常の前月会費を頂戴いたします。
④メンバーズカードは必ず本クラブへお持ちください。
- 休 会 休会はできません。
退 会 月会費メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。

本クラブの月会費メンバー（7,700円）、デイリーメンバー（鎌ヶ谷2,500円・築地2,500円）会員入会規定を承諾します。

16歳以上です。（未成年の方の入会手続きには、親権者の同意が必要となります）

健康について、現在加療中の病気及び怪我等は無く医師等から運動を禁止されていません。

※利用に際しても自己健康状態を把握し、良好な状態で利用します。

※必要な場合は健康診断書の提出を拒みません。

刺青、タトゥー、ボディーペインティング等がある場合、他の会員の迷惑にならないよう、目立たなく隠す等の配慮をお願い申し上げます。又、暴力団・テログループその他反社会的組織、並びにその関係団体等の関係者ではありません。（入会后これらの事象に該当の場合は退会していただきます）

施設内における傷害ならびに急性疾病等の事故については自己の責任において対処いたします。

以前、本クラブ会員を会費の滞納を含め規則退会になったことはありません。

入会日	年 月 日			
お名前	フリガナ			
	氏 名			
住所	〒 ー			
性別	男性 女性			
生年月日	西暦 年 月 日			
電話番号	() Eメール @			
緊急連絡先	()			
本クラブ利用欄 本人確認 健・免・年・他	カード番号	担当者	受付日 月 日	現金受領額

月会費メンバーは下記資料をご用意ください。

- 現在のご住所が記載された公的身分証明書
・運転免許証・各種保険証・パスポート・在留カード・住民票の写し・印鑑証明書の写し・年金手帳など
- キャッシュカードまたは預金通帳、クレジットカード
月会費は銀行口座またはクレジットカードによる引き落としで行われます。
- 金融機関届出印

FCアスリートクラブ会員規約

第1条 名称及び所在地

本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本クラブ」といいます）

第2条 運営

本クラブの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・クラブ諸費用、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）はFAコンサルティング株式会社が行います。

第3条 目的

本クラブは、入会されたメンバーが本クラブ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

第4条 入会資格

クラブに入会できる方は、16歳以上（ただし中学生は除く）の方で本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。

刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不相当と認める方は、入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で退会していただきます。

本クラブに入会する方は、本クラブ所定の入会申込書・健康申告書及び規約同意書を提出しなければなりません。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

第5条 入会の種類

本クラブのメンバー種類はデイリー会員、一般会員（月会費）、資格会員（月会費）、検定会員の4種となります。

第6条 入会手続

本クラブに入会する方は所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。なお、入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第20条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

第7条 入会金

メンバーは、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第8条 資格停止及び除名

本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
（除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- 二 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 四 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

第9条 メンバー資格の喪失

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第11条に規定するメンバーズカードその他本クラブから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

第10条 メンバー資格の譲渡禁止

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

第11条 メンバーズカード

本クラブは、メンバーに対してメンバーズカードを交付します。なお、メンバーが本クラブを利用しようとするときは、メンバーズカードを提示しなければなりません。

第12条 会費等の支払

メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費会員は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

第13条 施設利用料

メンバーは、本クラブを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

第14条 休会

休会はできません。

第15条 退 会

月会費メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けられません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第16条 休 業

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第17条 施設の廃止、利用制限

クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖することができます。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他やむを得ない事由が発生したとき。

本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

第18条 メンバーの利用及び事故

メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブの施設を利用するものとします。

本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責に帰すべき事由が無い限り、責任を負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

メンバーは、本クラブにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第19条 責任事項

メンバーは、本クラブがメンバー制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

第20条 変更事項

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第21条 諸費用の改定

本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

第22条 細 則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

第23条 改 定

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

第24条 附 則

本規約は2016年4月1日より施行します。

名称及び所在地

名 称1：FCアスリートクラブ・築地GYM

住 所1：〒104-0045東京都中央区築地3-1-1

名 称2：FCアスリートクラブ・九十九里GYM・合宿所

住 所2：〒299-4300千葉県長生郡一宮町新地1999-42